

令和8年（2026年）9月16日	
所 属	ごみ減量政策担当
所属長	鎌田 裕二
電 話	06-6409-1341

尼崎市家庭ごみ指定袋に関する臨時措置の終了について

現在、本市指定袋以外の袋でのごみ出しを可能とする臨時措置を実施しておりますが、市内店舗における指定袋の在庫状況が改善するとともに、製造事業者においても安定した製造・供給が行われていることを確認しました。このため、現在実施している臨時措置については「令和8年9月30日（水）」で終了いたします。

臨時措置の実施期間中、市民の皆様にはご協力をいただき、ありがとうございました。

令和8年10月1日（木）以降は、本市「家庭ごみ指定袋」でのごみ出しにご協力をお願いします。

1 臨時措置の終了日

令和8年9月30日（水）

2 令和8年10月1日（木）以降のごみ出しについて

通常どおり、本市「家庭ごみ指定袋」に入れて出してください。

ただし、臨時措置期間中に「透明または半透明の袋」を購入し、自宅に在庫が残っているご家庭については、経過措置として令和8年10月31日（土）までご使用いただけます。11月以降は、従来の本市「家庭ごみ指定袋」でのごみ出しに完全に戻りますのでご注意ください。

3 市民の皆様へのお願い

- (1) 家庭ごみ指定袋の購入にあたっては、多くの方が購入できるように必要な量を購入してください。
- (2) 資源ごみの分別やリサイクルなど、ごみの削減への取組みに引き続きご協力をお願いします。

以 上